

執筆者:

E-mail [木目田 裕](#)E-mail [宮本 聡](#)E-mail [松本 佳子](#)E-mail [平尾 覚](#)E-mail [西田 朝輝](#)E-mail [梅澤 周平](#)

目次

I スペック・インの違法性／木目田 裕

II 日本版司法取引は根付くのか／平尾 覚

III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

I スペック・インの違法性

執筆者: 木目田 裕

企業活動と刑事法の関係、より広く言えば経済刑法の分野においては、適法行為と違法行為の分水嶺が不明確な犯罪が少なくありません。適法行為と違法行為の区別がはっきりしない以上、最大限保守的に考え、違法とされる可能性がある行為は差し控えればよいとはいえ、実務的には、悩ましい事案があります。

その一例として、本稿では、スペック・インを取り上げます。

スペック・インとは、例えば、建設工事や設備設置工事、部品や原材料等の購買、システム開発等において、企業が、顧客に対し、自社技術や自社製品役務をアピールし、顧客の発注仕様に、自社が得意とする技術や製品役務を織り込んでもらうような活動です。顧客の発注仕様に、自社技術や製品役務を織り込んでもらうことに成功すれば、顧客が入札や相見積もり徴求等を行う際に、自社が有利になります。顧客仕様に対応可能な技術や製品役務をもっているのが自社だけとなれば、顧客としては自社に発注する方が価格も品質も最適となります。競合他社は顧客仕様に対応できる技術や製品役務もないため、その案件を受注したくても、受注できません。競合他社がある程度は対抗できる技術や製品役務を保有していたとしても、価格や納期の点で自社に勝てません。まさに、顧客の発注仕様つまり案件のスペックを、自社技術や製品役務でインしてしまうわけです。

このスペック・インについて、一見すると、企業の合理的な営業活動であって何も問題ないかのように思われるかもしれませんが、スペック・インによって自社を競合他社より圧倒的に有利にすることが、公契約関係競売等妨害罪(刑法 96 条の 6)¹や、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という)8 条違反(職員による入札等の妨害の罪)²等の犯罪に問われることがあります。

例えば、大阪高判令和元年 7 月 30 日・判例時報 2454 号 94 頁においては、とある独立行政法人のシステム運用責任者が、入札において特定の業者 A(以下「A 社」という)を有利にし、あるいは A 社以外の業者を排除する目的で、入札の仕様書に他の業者の参入障壁となる 2 つの条項を設定したこと(スペック・イン)を理由に、これらの罪で有罪とされました。具体的に違法とされたスペック・インの内容は、入札の仕様書に、①A 社が独自に開発したシステムの改修や機能追加等を求める「管理システム条項」及び②医療機関での仮想化構築につき一定以上の経験を有する技術者(複数名)の従事を求める「仮想化構築実績条項」を盛り込んだことです。当該運用責任者と A 社の社長は、公契約関係競売等妨害罪及び官製談合防止法 8 条違反の罪の共同正犯が成立するとされ、それぞれ執行猶予付きの懲役刑を科されました。

¹ 刑法 96 条の 6 は「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」旨規定しています。

² 官製談合防止法 8 条は「職員が、職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する」旨規定しています。

そのほかにも、例えば、防衛省の発注業務担当者が特定の会社を契約相手方として選定することを企て、当該会社に有利に、他社に不利になるような要求、設問及び評価基準等を盛り込んだ仕様書案等を作成したとされる事案(東京簡裁平成 25 年 1 月 18 日略式命令・公刊物未掲載)、地方公共団体が組成する組合の事務局長が、特定の事業者を受注させることを目的として、仕様書において、当該事業者以外の入札を困難とするために、有資格者数、資格条件を設定したとされる事案(那覇地判令和 3 年 3 月 10 日・公刊物未掲載)などがあります。

このように、スペック・インによって自社を競合他社より圧倒的に有利にすることが、公契約関係競売等妨害罪や官製談合防止法 8 条違反等の犯罪行為であるとして処罰されています。この犯罪が成立するために、例えば顧客側担当者への金品提供等といった贈収賄ないし汚職のような要素は必要なく、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独禁法違反の存在を前提とするものでもありません。

これらの有罪とされた事例は官公庁案件ないしそれに準じる案件ですが、スペック・インによって特定の業者が入札や相見積もりで有利になることを捉えて刑事罰を介入させるべき当罰性があると考えられるならば、民間発注の入札・相見積もり案件の場合であっても、違法なスペック・インがあれば偽計業務妨害罪(刑法 233 条)等に問われることになると考えられます。

以上の通り、スペック・インは犯罪行為とされるものがありますが、全てのスペック・インが犯罪とされているわけではありません。企業として、顧客に自社の技術や製品役務を売り込んでその採用を働きかけるのは、正当な事業活動であって、まさにこれが競争です。官公庁発注案件であれ、民間発注案件であれ、入札や相見積もりとなる案件で、企業が自社の得意とする技術や製品役務、他社よりも優れた技術や製品役務を顧客に提案して、顧客に採用してもらい、受注競争において、自社を競争上有利な立場に置こうとすることは、社会的にも妥当な競争行為として一般的に行われていることです。まさに、これは品質や価格に関する能率競争であって、そこに刑事罰の介入を正当化すべき事情があるとは思われません。法律専門家でない方は、スペック・インが犯罪になり得ると聞けば、非常に驚かれるだろうと思います。先ほどの大阪高判令和元年 7 月 30 日も、スペック・インが調達目的に不可欠である等の社会的相当性がある場合には、違法性が阻却されるとしています。

それでは、いかなるスペック・インが公契約関係競売等妨害罪や官製談合防止法 8 条違反、偽計業務妨害罪(以下、これらの犯罪を一括して「入札等妨害罪」という)に問われることになるのかが問題となります。しかし、この点については、裁判例上も学説上も明確でないように思います。

私見としては、例えば、顧客が入札等により、できるだけ低価格で品質の良い製品役務を調達しようとしていたところ、スペック・インにより、自社しか受注できないようにして、顧客の情報不十分につけこんで、その意図に反して、あるいは虚偽説明で顧客を騙して、競争を停止させたという、極端な例外的ケースであれば、入札等妨害罪の成立を認めてもよいように思います。他方、それ以外の事案では、スペック・インによる入札等妨害罪を認めるべき事案が本当にあるかどうか、疑問があります。

入札等妨害罪の成立には、単に特定の業者を有利にしたかどうかではなく、それを超えて、以上で述べた「顧客の情報不十分につけこんで、その意図に反して、あるいは虚偽説明で顧客を騙して(欺罔性)などの不正性を要求して、その成立範囲を限定化・明確化していく必要があります。そうでなければ、「企業が優れた技術や製品役務の開発等に注力したり、顧客に対する提案活動などの営業努力を重ねることで、競合他社に対して圧倒的に優位になってしまうと、入札等妨害罪を犯すことになってしまいかねない³⁾」、という奇妙なことになりかねないからです(なお、私的独占等の問題があるならば、それは独占禁止法の政策的観点から別途法執行していけば足りることで、そもそも独占禁止法も基本的には能率競争の結果としての自然独占それ自体を問題にするものではありません⁴⁾。

また、この「顧客」という概念ですが、顧客において受注業者(受注に意欲を示している業者を含む。以下同じ)と直接相対する担当者をいうのか、顧客の取締役会その他の意思決定機関をいうのかという問題もあります。ここで問題とされているのは、契約の有効性のような民事法上の実体的権利関係ではなく、担当者は顧客における職務分掌上も一定の権限を授与されているわけですから、顧客の取締役会その他の意思決定機関を「顧客」と捉える必然性はないと考えられます。むしろ、顧客において、受注業者と直接相対する担当者が、スペック・インになることを理解して、より適切な発注のために、スペック・インを了解していたのであれば、受注業者やその役職員に刑事罰を科す必要はありません。仮に顧客の担当者のかかる判断に問題があったとしても、第

³ 顧客が自社に発注するために、相見積もりから随意契約に切り替えたとしても、このことに変わりはありません。

⁴ なお、公取委の 2022 年 2 月 8 日付け「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」47 頁〔仕様書の作成に際し、自社のみが対応できる機能を盛り込むことについて〕は、「官公庁の情報システム調達において、ベンダーが、発注担当者が仕様書に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、自社の仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札参加を困難にさせ、官公庁の入札方針に反する入札をさせている場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)」としています。ここでも、「発注担当者が仕様書に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして」といった欺罔性が要求されていると思われる。

一義的には、顧客側の担当者に対して、スペック・イン受入れについて、顧客を被害者とする背任罪等の成否をまずは問うべきであって、かかる背任罪等の成立が肯定される場合にはじめて、業者側について、その共犯者としての刑責の有無を問題とするのが筋であると思われます。調達に際し、入札や相見積もり徴求等の手段を選択した顧客の利益を図るべきなのは、顧客の担当者であって、受注業者ではないからです。この点についても、いわゆる官製談合であってもカルテルに該当するとされていることの理論的根拠との関係も含め、議論の深化が必要なところです。

以上で述べたスペック・インの問題のほかにも、入札等妨害罪の構成要件の中核が入札等の「公正を害すべき行為」という抽象的で不明確な文言であるため、捜査当局が入札等の手続の些細な不備を取り上げて入札等妨害罪を問題とした例などもあります。

いずれにせよ、いかなる行為が入札等の「公正を害すべき行為」に該当し、該当しないのかが、非常に不明確であり、国民目線で見た場合に、刑罰法令の適用に対する予測可能性を確保するとともに、事業活動や私的活動の萎縮効果を防止するためには、いかなる行為が違法/適法となるのか、入札等妨害罪の成否については更なる検討が必要と思われます。

II 日本版司法取引は根付くのか

執筆者：平尾 覚

平成 28 年改正刑事訴訟法により導入された、いわゆる日本版司法取引は、不起訴処分や刑の軽減といった恩恵を与えることと引き替えに捜査協力を引き出すという、米国をはじめとする諸外国では当たり前のように行われているにもかかわらず、日本では行えないとされていた捜査手法を可能とする画期的な制度でした。

刑事事件捜査の対象となった企業や企業関係者にとっても、日本版司法取引は、「捜査当局に協力して刑罰を回避する」というプロアクティブな対応を可能とするものであり、刑事事件対応のオプションの一つとして活用することが期待されていたのも事実です。

もっとも、ご承知のとおり、その後、裁判所は、司法取引の結果得られた供述の信用性について、極めて厳しい判断を繰り返してきました。裁判所の考え方は、要旨、司法取引の結果得られた供述は、そもそも有利な取り計らいを受けたいとの思いから虚偽が含まれる危険性があり、信用性については慎重に判断する必要があり、客観的証拠に裏付けられない供述については信用性が認められないというものです。有利な取り計らいを受けることが約束されたために安心して真実を話す場合も当然あり得ることからすると、司法取引の結果得られた供述についてはそもそも信用性に疑義があると決めつける裁判所の考え方は、ステレオタイプに過ぎず、はなはだ疑問のあるところですが、このような裁判所の対応は、予想されたことではありませんでした。

日本版司法取引の導入が議論された法制審議会においても、裁判所を代表して出席した委員からは、司法取引の結果得られた供述の信用性について懐疑的な見方が示されており、また、国会審議においても、最高裁判所事務総局刑事局長が、以下のように答弁しています。

「司法取引制度を利用した供述に関しましては、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会におきまして、当時最高裁判事局長であった委員が、要旨、次のような発言をしております。『この種の第三者に罪を負わせる内容の供述というのは、供述者が、通常、第三者に罪を負わせることについて何らかの利益を期待して行われる可能性があるというわけであり、裁判実務では、典型的にこの種の供述は警戒すべきものと考えられてきました。』このような趣旨の発言をしております。最高裁といたしましては、国会や法制審議会等でのこうした議論を全国の裁判官に情報提供してまいりたいと考えております。本制度が採用され、裁判官が司法取引を利用した供述の信用性を判断する際には、今申し上げました議論の趣旨をも踏まえて、慎重に判断することになるものと考えております。」

裁判官独立の原則を踏まえると、全ての裁判官が上記のような考え方に従うわけではないものの、これまでの裁判所の判断を見ると、多くの裁判官は上記刑事局長答弁と同様の考え方を持っている可能性が高いと考えるべきだと思われます。

検察当局としても、このような裁判所の姿勢は当然予想されたものだと思います。そのため、司法取引を行うかどうかについては、供述の信用性が裁判所から否定される可能性があるかどうか、慎重に見極めた上で判断していたものと想像されます。このような慎重な姿勢は、未だに司法取引が行われた事件が限定的であることにも現れています。

司法取引は、法務・検察にとっては、次世代の刑事司法の要となる「虎の子」の制度とも言えます。この制度が有名無実化することは避けなければならない、そうであるからこそ、検察当局は、司法取引の対象となる事件を慎重に選別する姿勢を取ってきました。

もっとも、裁判所は、検察当局が想定した以上に厳しい姿勢を示してきたと言えます。

今後、検察当局としても、司法取引に応じるか否かについては、更に慎重な姿勢を取るのではないかと予想されることです。

日本版司法取引の難しさは、被告人側が司法取引を持ちかけたとしても、検察官がそれに応じるとは限らず、むしろ、上記の現

状を踏まえると、検察官が司法取引に応じる可能性は必ずしも高くないという点にあります。司法取引の過程で行った供述は、司法取引が成立しなかった場合には裁判で証拠として用いることはできないものの、「派生証拠」と呼ばれる、供述を基に得た別の証拠は裁判で証拠として用いることが許されます。また、司法取引の過程で犯罪についてさんざん明らかにした状況下で、司法取引が成立しなかったからといって、それ以上の捜査協力を拒むという選択肢はなかなか取りにくいというのが実際であると思われます。

司法取引を試みることには、上記のようなリスクがあることも念頭に置く必要があり、企業が刑事事件に巻き込まれた際に、司法取引を対応オプションとして考えるかどうかについては、より慎重な判断が求められてきていると言えます。

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022年5月19日】

財務省、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を公表

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519.html

2022年5月19日、財務省は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を公表しました。同方針は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策⁵として取り組むべき4つの柱として、下記を掲げています。

- ① リスクベース・アプローチの徹底
 - ・ 変化するリスクを適時的確に分析・把握し、我が国のマネロン等対策や、マネロン等対策の義務を負っている金融機関、暗号資産交換業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等の取組を強化する。
 - ・ 拡散金融対策について、国連安保理決議等に基づく制裁措置の違反、不履行、潜脱のリスクを分析・把握し、そのリスク低減措置を講じるプロセスを確立する。
- ② 新技術への速やかな対応
 - ・ 暗号資産等の新たな技術の普及に伴い、顕在化するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを的確に把握し対応する。
 - ・ デジタル・トランスフォーメーションの進展を捉え、当局や金融機関等による対策の実効性や効率性の向上を進める。
- ③ 国際的な協調・連携の強化
 - ・ 国際機関や諸外国との連携強化、FATFの議論への積極的な参画等を通じ、グローバルなマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応を継続・強化するなどしていく。
- ④ 関係省庁間や官民の連携強化
 - ・ 各業界団体との連携を強化するとともに、関係する事業者や国民に対するアウトリーチ・広報活動を積極的に実施するなどしていく。

【2022年5月25日】

民事訴訟法等の一部を改正する法律を公布

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00293.html

2022年5月25日、民事裁判のIT化、法定審理期間訴訟手続、個人の情報及び氏名の秘匿制度の創設等を内容とする民事訴訟法等の一部を改正する法律が公布されました⁶。この法律による主な改正点は、以下のとおりです。この法律の施行日は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

(1) 民事裁判のIT化

⁵ 「拡散金融」とは、「大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与」のことをいうとされています。

⁶ 同法の内容については、[企業法務ニューズレター2022年4月5日号](#)(「2022年民事訴訟法等改正法案の内容の紹介」)も併せてご覧ください。

- ① 訴訟記録の電子化
- 電子情報処理組織を使用する方法により、民事訴訟の申立て等を行うことができる(改正民事訴訟法 132 条の 10 第 1 項)。また、弁護士が委任を受けて訴訟代理人となった場合には、かかる方法により申立て等を行わなければならない(改正民事訴訟法 132 条の 11 第 1 項)など⁷。
 - 電磁的訴訟記録については、裁判所外の端末から閲覧及び複写することができる(改正民事訴訟法 91 条の 2)。
- ② ウェブ会議による口頭弁論等
- 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議の方法によって、口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続を行うことができる(改正民事訴訟法 87 条の 2、170 条 3 項、176 条 2 項)。
- (2) 法定審理期間訴訟手続
- 当事者双方の申立て又は当事者の一方の申立てと他方の同意がある場合、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定がなされる(改正民事訴訟法 381 条の 2)。
 - 法定審理期間訴訟手続の決定がなされた場合、決定の日から 2 週間以内に口頭弁論又は弁論準備手続の期日が指定され、当該期日から 6 か月以内に口頭弁論が終結となり、口頭弁論の終結日から 1 か月以内に判決が言い渡される(改正民事訴訟法 381 条の 3)。
 - 訴えを却下した判決以外は、控訴することはできない(改正民事訴訟法 381 条の 6)。
 - 判決の送達を受けた日から 2 週間以内に異議の申立てをすることができ、通常の手続により審理及び裁判を行う(改正民事訴訟法 381 条の 7 及び 8)。
- (3) 個人の情報及び氏名の秘匿制度の創設
- 申立人又はその法定代理人の住所や氏名等の全部又は一部を秘匿することができる(改正民事訴訟法 133 条 1 項)。

【2022 年 6 月 10 日】

資金決済法等の一部を改正する法律の公布

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律(資金決済法)等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。この法律の施行日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲において政令で定める日とされています。

本法律に基づき改正された資金決済法では、物品等の購入・借り受け・役務の受領の代価の弁済のために不特定の者に対して使用でき、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値がある通貨建資産であって、パソコン、インターネットを利用して移転することができるものなどを、「電子決済手段」と定義付けています(改正法 2 条 5 項)。そして、電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等の行為を行う電子決済手段等取引業者については、事前に登録を受けることが必要であり(改正法 62 条の 3)、一定の基準に適合する財産的基礎を有しない法人や、必要な体制整備が行われていない法人については登録を受けられないこととなります(改正法 62 条の 6)。電子決済手段等取引業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務(改正法 62 条の 10)や、利用者の情報提供等の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じる義務(改正法 62 条の 12)などを負います。

【2022 年 6 月 17 日】

刑法等の一部を改正する法律の公布

https://www.moj.go.jp/houan1/keiji14_00021.html

2022 年 6 月 17 日、刑法等の一部を改正する法律が公布されました。

この法律による刑法等の主な改正点は、以下のとおりです。この法律の施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲において政令で定める日とされています。

⁷ その他にも訴訟記録の電子化に関し、電子判決書の導入(改正民事訴訟法 252 条 1 項)、電子呼出状による期日の呼出し(同法 94 条 1 項 1 号、2 項)、電磁的記録による送達(同法 109 条、109 の 2 条)、電磁的記録の公示送達(同法 111 条 2 号)等の規定が置かれています。

- 懲役刑及び禁錮刑の廃止し、これらに代わる刑罰として拘禁刑の創設
 - ✓ 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする
 - ✓ 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする
 - ✓ 拘禁刑は、刑事施設に拘留するものとする
 - ✓ 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする
- 刑の執行猶予制度の拡充
 - ✓ 再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことのできる要件を緩和⁸
 - ✓ 刑の全部の執行猶予、刑の一部の執行猶予のそれぞれについて、猶予期間経過後の刑の執行の仕組みを導入⁹
- 侮辱罪の法定刑の引上げ
 - ✓ 侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる

【2022年6月17日】

サイバーセキュリティ戦略本部、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」を策定

<https://www.nisc.go.jp/council/cs/index.html>

サイバーセキュリティ戦略本部¹⁰は、2022年6月17日、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(以下「本計画」といいます。)を改定しました。

本計画は、2017年4月に策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」を基本としつつ、重要インフラ¹¹分野全体として今後の脅威の動向、システム、資産を取り巻く環境変化に適確に対応できるようにするべく策定されたものです。

本計画における各施策群ごとの補強・改善の方向性は下記のとおりです。

- 障害対応体制の強化
 - ✓ 重要インフラ防護を適切に行うためには、経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当等組織全体及びサプライチェーン等に関わる事業者の取組の必要性が高まってきていることを踏まえ、組織統治の一部としての障害対応体制の強化を推進
 - ✓ サイバーセキュリティを取り巻く環境が大きく変化することを背景としたサプライチェーン・リスク等の新たな脅威への先取りした対応の推進等
- 安全基準等の整備及び浸透
 - ✓ 障害対応体制の強化及びリスクマネジメントに資する安全基準等を整備することを明確化
 - ✓ 重要インフラ事業者等の取組の継続的な改善を図ることができる調査手法の検討
- 情報共有体制の強化

⁸ 再度の執行猶予の要件が、「一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるとき」から「二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるとき」に変更され、再度の執行猶予を言い渡すことのできる刑期の上限が緩和されました。

⁹ 従前、執行猶予期間内に犯罪を犯した場合であっても、当該犯罪に係る裁判の判決が確定する時点で執行猶予期間を経過していれば、執行猶予は取り消されないこととされていましたが、今回の改正により、裁判中に、執行猶予期間を経過した場合であっても、判決が確定するまでは、執行猶予期間は経過していないものとして扱われ、執行猶予を取り消される可能性があることとなりました。

¹⁰ サイバーセキュリティ戦略本部とは、サイバーセキュリティ基本法25条に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、内閣に設置された組織です。

¹¹ ここでいう重要インフラとは、その機能が停止又は低下した場合に多大な影響を及ぼしかねないインフラサービスであり、具体的には、情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット及び石油の全14分野が含まれます。

- ✓ 重要インフラ事業者等の自主的な取組の活性化を前提とした共助の推進
- ✓ ISAC 連携等による分野間・官民連携の枠組みの整備の検討等
- リスクマネジメントの活用
 - ✓ 組織の特性を踏まえた経営層による組織のリスクの明確化
 - ✓ 自組織に適した防護対策の実現を支援するため、既存の手引書の見直しに加え、既存の基準類をどのように自組織に活用するかを含めた新たなガイダンスの整備の方向性の明示等
- 防護基盤の強化
 - ✓ 障害対応体制の有効性検証としての分野横断的演習の推進
 - ✓ 警察による重要インフラ事業者等との協力等の必要な取組の支援等

【2022年6月22日】

公正取引委員会、「独占禁止法に関する相談事例集(令和3年度)」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220622.html>

公正取引委員会は、2022年6月22日、「独占禁止法に関する相談事例集(令和3年度)」を公表しました。同相談事例集には、以下の事例が掲載されています。

- (1) 報道機関によるニュースポータルサイト事業者に対するデータ開示要請等の共同行為
- (2) 窯業製品メーカー2社による相互のOEM供給
- (3) 容器メーカーによる競争者に対する容器の一部のOEM供給
- (4) 化学製品メーカーによる共同配送
- (5) 保険会社の団体による保険代理店の業務品質に関する評価基準の策定及び実態調査の実施・公表
- (6) パテントプールの管理運営を行う業務用機械メーカーの団体による特許評価請求件数の上限設定
- (7) 運送業務を行う事業者の協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金から消費税相当額の手数料を差し引いて支払う取組

【2022年6月22日】

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」、中間整理を公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html

金融庁に設置されている金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」が取りまとめた中間整理が公表されました。本報告書では、ソーシャルレンディングを含む投資・運用行為を行っている事業者等に対して、実態として同様の投資・運用行為を行っている投資運用業と同様のルールを適用するなど、第二種金融商品取引業者が運営するファンド(二種ファンド)の業務の適切性を確保するために必要な措置を講じること(中間整理 18頁)などが提言されています。

【2022年6月22日】

中小企業政策審議会、振興基準の改定案公表

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2022/220622HS.html>

中小企業政策審議会は、下請中小企業振興法3条に基づく振興基準¹²の改定案を公表しました。改定案では、例えば、以下の点が追記されています。

- 親事業者は、目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請する等、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする(第4の1(1))。
- 親事業者及び下請事業者は、取引対価について、少なくとも年1回以上の協議を行うものとする(第4の1(2))。
- 約束手形はできる限り利用しないように努めるものとする。約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金払い

¹² 経済産業大臣が定める告示であり、下請中小企業振興法4条に基づき、主務大臣が、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときに下請事業者又は親事業者に対して行われる指導、助言の根拠となります。

- に切り替えるよう努めるものとする(第4の4(4))。
- 親事業者は、下請事業者の秘密情報について、下請事業者の事前承諾を得ずに取得し、又は開示を強要しないものとする。親事業者が下請事業者の秘密情報を知った場合に、下請事業者から事前許諾を得ずに利用し、又は第三者に開示しないものとする(第8の5(2))。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 